

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
検査測定車	<p>検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあつては、1に掲げる要件を満足するものであればよい。</p> <p>1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。</p> <p>ただし、検査等を行うのに必要な機械器具を構成するセンサー、アンテナ等、検出部は自動車の車室外に設置、展開して使用するものであつてもよい。この場合において、特種な目的に使用するための面積には、車室外において検出部を調整するために自動車の車体外表面に設置された作業スペースを含めることができる。</p> <p>なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。</p> <p>2 1の作業スペースが屋根部に設けられている場合にあつては、作業スペースに至るための安全に昇降できる階段、はしご等を有していること。</p> <p>3 1の機械器具及びデータ処理装置の付近には、これを用いて検査等に携わる者の作業空間として床面から上方に1,200mm以上が確保されていること。</p> <p>4 検査等の作業で使用する椅子は、乗車装置の座席と兼用でないこと。</p> <p>ただし、専ら走行中に検査等を行う自動車にあつては、この限りでない。この場合において、特種な目的に使用するための面積を算定するための設備には、検査等を行う機械器具又はデータ処理装置の近くに設けられた1人分の乗車設備を含めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構造要件中なお書きに定める自動車であつて、かつ、国又は地方自治体が使用者となる場合にあつては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・構造要件中なお書きに定める自動車であつて、かつ、当該自動車の使用者が調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人又は一般財団法人となる場合には、当該法人の定款等で検査等を行うこととしている書面の写しの提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が検査測定車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写しの提出を求め確認を行うものとする。 ・ルーフラック・キャリア等の各種ラック類、ボンネット、トランク、屋根本体及びこれらに類する部位は、1「自動車の車体外表面に設置された作業スペース」に該当しないものとする。